

令和4年(2022年)11月17日
厚生委員会
報告事項資料
福祉部障害者福祉課

八王子市医療的ケア児等コーディネーター事業の開始について

1 報告趣旨

令和5年(2023年)1月より八王子市医療的ケア児コーディネーター事業を開始するため、報告する。

2 報告内容

(1) 目的

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第5条及び第12条の規定に基づき、人工呼吸器を装着している障害児等、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等(以下「医療的ケア児等」という。)とその家族が、保健・医療・福祉・その他関連分野の連携したサポートを受け、心身の状況とその成長に応じた適切な支援を受けることにより、住み慣れた地域で安心して生活していくための支援体制を推進していくことを目的とする。

(2) 委託先

- ・社会福祉法人日本心身障害児協会 島田療育センターはちおうじ
所在地：八王子市台町4-33-13
- ・一般社団法人シーズ ※はしもと小児科と連携している事業者
所在地：八王子市櫛田町557-18

(3) 対象者

市内に住所を有する医療的ケア児等とその家族及び医療的ケア児等の支援を行う関係機関等

(4) 事業内容

- ア 相談窓口の設置（平日 9：00～17：00）
※ただし、木曜日は相談業務を行わず、地域の体制づくり（支援者への研修や協力機関を増やす取組）に必要な活動を行う。
- イ 関係機関との連絡調整、地域での支援体制づくり
- ウ 東京都が設置する「医療的ケア児支援センター」との協力・連携
- エ 支援者への助言や必要な知識習得を目的とした研修の実施
- オ 対象者の実態把握、社会資源等の把握
- カ 医療的ケア児等の理解に関する普及・啓発

(5) 事業開始

令和5年（2023年）1月4日（水）

(6) 本市の事業の特徴

本市の地域資源を活用し、地域における小児医療・障害児（者）療育体制を支える医療機関等に委託することで、医療的な知識や経験を有したコーディネーターが、医療的ケア児等に関する相談や地域の体制づくりに総合的に関わることができる。

3 市民への周知

市長定例記者会見（11月22日）、「広報はちおうじ 12月1日号」等

※なお、福祉サービス事業所・訪問看護事業所を通じて対象者への直接的な周知も合わせて行う。

イメージ図

